

幕別町職員の懲戒処分について

「幕別町職員の懲戒処分等に関する基準」に基づき、次のとおり関係職員の懲戒処分を行いましたので公表します。

事案の概要	令和4年4月から令和6年9月までの町営牧場管理業務において、会計年度任用職員の窃取行為に当たる事案が発生したことは、被処分者が、直接現場を管理監督する管理職として、公物の管理及び部下職員に対する指導監督が不適正であったことによるものである。 よって、地方公務員法第29条第1項第2号の規定に基づく、職務を怠った場合に該当するものである。
懲戒処分の量定	戒告
懲戒処分年月日	令和6年10月2日
被処分者の職位及び年代	課長補佐職 50歳代